

資料1 令和8年度 国民健康保険税の税率改定について

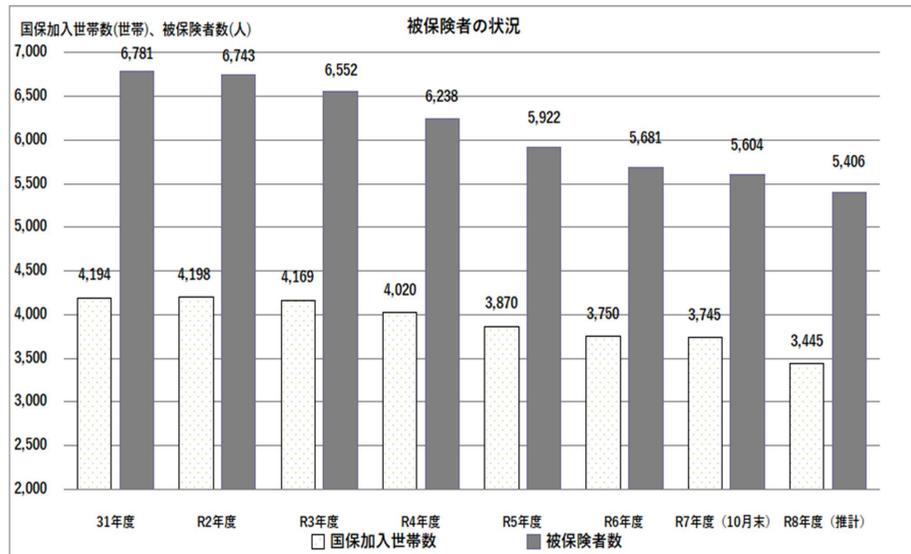
1 国民健康保険財政の仕組み

平成30年度から県も市とともに保険者となり、それぞれの役割を担うようになりました。

県の役割（財政主体）	市の役割
市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた「国保事業費納付金」の額を決定する。	県が決定した「国保事業費納付金」を県に納付する。
市町村から集めた事業費納付金や国等からの公費で、市町村での保険給付に必要な額を全額交付金として市町村に支払う。	交付金をつかって保険給付費を医療機関等へ支払う。
市町村が「国保事業費納付金」を支払うために必要な保険料の率を「標準保険料率」として市町村に示す。	「標準保険料率」を参考に保険税率を決定する。

2 東御市国民健康保険の被保険者の状況及び財政の状況

(1) 被保険者の状況



○国保加入世帯及び被保険者は団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大により、年々減少しており今後も減っていく見込みです。

(2) 財政の状況

項目（単位：千円）	令和6年度決算（A）	令和7年度決算見込み（B）	差し引き（B-A）
歳入合計	2,943,067	2,951,729	8,662
うち国保税	549,548	535,117	△14,431
うち前年度繰越金	23,332	19,366	△3,966
うち基金繰入金	51,730	73,637	21,907
歳出合計	2,904,333	2,901,729	△2,604
うち保険給付費	2,107,469	2,109,263	1,794
うち事業費納付金	718,772	710,086	△8,686
差引残高	38,734	50,000	11,266
単年度実質収支	△36,328	△43,003	△6,675
基金残高	270,812	217,222	△53,590

○繰越金や基金の繰入金を除いた単年度実質収支は赤字となっています。この主な要因は、市の国保税率が、県の示す標準保険料率よりも低いため、本来国保税と国や県からの公費でまかなう事業費納付金がまかなえていないことが考えられます。

○標準保険料率に近づけるため、国保税の税率を上げていますが、国保被保険者の減少などにより、国保税収入は昨年度より減少している一方、歳出はそれほど減少しておらず、さらなる近づけが必要な状況となっています。

○現在は、収支の不足分について基金の繰入をしていますが、このままのペースで繰入をしますと、R12年度には基金が枯渇する見込みです。

3 標準保険料率との比較

(1) 県が示す標準保険料率（R7.12現在）

【医療分】

区分	標準保険料率①	現行の保険税率②	現行との差①-②
所得割率（％）	7.0	6.7	0.3ポイント
資産割率（％）	0.0	5.6	△5.6ポイント
均等割額（円）	25,939	20,100	5,839
平等割額（円）	26,468	20,600	5,868

【後期高齢者支援金分】

区分	標準保険料率①	現行の保険税率②	現行との差①-②
所得割率（％）	2.86	2.5	0.36ポイント
資産割率（％）	0.0	1.9	△1.9ポイント
均等割額（円）	10,866	8,300	2,566
平等割額（円）	9,768	7,400	2,368

【介護納付金分】

区分	標準保険料率①	現行の保険税率②	現行との差①－②
所得割率（％）	2.38	2.3	0.08 ポイント
資産割率（％）	0.0	0.9	△0.9 ポイント
均等割額（円）	10,074	9,000	1,074
平等割額（円）	8,089	8,200	△111

【子ども・子育て支援金分】※R8 年度新設

区分	標準保険料率①	現行の保険税率②	現行との差①－②
所得割率（％）	0.18	－	△0.18 ポイント
資産割率（％）	0.0	－	0.0 ポイント
均等割額（円）	652	－	△652
平等割額（円）	664	－	△664
18歳以上均等割額（円）	54	－	△54

4 令和 8 年度税率改定にあたっての検討事項

(1) 保険料水準の統一（長野県国民健康保険運営方針より）

県は、令和 15 年度（もしくは令和 18 年度）までには、「同じ県内で同じ家族構成で同じ所得であれば同じ保険料」で、「県内どこでも同じ給付が受けられる」（保険料水準の統一）を目指しています。

その前段として、令和 9 年度を目標年度に以下の方針を示しています。

方針	方針に向けた当市の対応
国保税の算定方式を所得割、均等割、平等割の 3 方式とし、資産割を完全廃止する。	資産割の税率を平成 30 年度比で、令和 9 年度までには△100%とする予定です。
応益割額（均等割額・平等割額）の平準化	標準保険料率の方が高いため、令和 9 年度までに段階的に標準保険料率で定める応益割額へ近づけていく必要があります。また、応能割（所得割・資産割）：応益割（均等割・平等割）の割合を県では、およそ 49：51 として納付金の算定をしているため、こちらも段階的にこの割合に近づけていく必要があります。

(2) 子ども・子育て支援金分の賦課・徴収の開始（令和 8 年度新規）

「子ども・子育て支援金制度」が創設され、すべての医療保険者が、国に「子ども・子育て支援納付金」を納付することとなり、そのためのお金は、被保険者の保険税から負担していただくこと

になりました。東御市国保においては、新たに国保税に「子ども・子育て支援金分」を創設し、税率を決定する必要があります。

「子ども・子育て支援金制度」・・・すべての医療保険の加入者から徴収するお金を使って、少子化対策として、子育て世帯を社会全体で支えることを目的とした制度で、令和 8 年度に創設されます。医療保険の加入者から徴収するお金は、子育て支援施策（児童手当の拡充や妊婦支援給付金など）に使われます。

(3) 令和 7 年度税制改正に伴う給与所得控除の拡大（令和 8 年度新規）

国保税の課税のもととなる所得が△1.5%となる予定で、国保税の減収が見込まれます。

5 令和 8 年度 国民健康保険税の税率について（案）

これまでの税率改定では、保険料水準の統一の方針を踏まえ、資産割縮小、県の標準保険料率への近づけを行いながら、2 年ごとに改定を実施してきました。

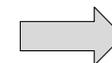
令和 8 年度の改定については、上記の検討事項を考慮し、子ども・子育て支援金分の税率を新規に定めるとともに、税制改正による国保税の減収分を補填するための所得割の改定を実施します。

また、令和 9 年度を目標年度として県の国保運営方針に示されている事項のうち、資産割の廃止について早期に実施し、応益割額（均等割額、平等割額）の平準化等をさらに進めるため、被保険者数の推移や県が示す標準保険料率を参考に税率を変更します。

(1) 税率の改定について（案）

【医療分】

区分	現行税率等
所得割率	6.7%
資産割率	5.6%
均等割額	20,100 円
平等割額	20,600 円



区分	改定案	比較
所得割率	6.9%	0.2 ポイント
資産割率	0%	△5.6 ポイント
均等割額	22,500 円	2,400 円
平等割額	23,000 円	2,400 円

【後期高齢者支援金分】

区分	現行税率等
所得割率	2.5%
資産割率	1.9%
均等割額	8,300 円
平等割額	7,400 円



区分	改定案	比較
所得割率	2.7%	0.2 ポイント
資産割率	0%	△1.9 ポイント
均等割額	9,400 円	1,100 円
平等割額	8,400 円	1,000 円

【介護納付金分】

区分	現行税率等
所得割率	2.3%
資産割率	0.9%
均等割額	9,000円
平等割額	8,200円



区分	改定案	比較
所得割率	2.3%	-
資産割率	0%	△0.9ポイント
均等割額	9,000円	-
平等割額	8,200円	-

【子ども・子育て支援金分】

新設



区分	改定案	比較
所得割率	0.2%	0.2ポイント
資産割率	0%	-
均等割額	650円	650円
平等割額	700円	700円
18歳以上均等割額	50円	50円

6 税率改定後の影響

(1) 税率改定案による税額について

現行税率における調定額（R7.10末現在）及び改定案税率で試算した調定額の比較

項目	国保税調定額（現年分）	被保険者数（R7.10末）	世帯数（R7.10末）
現行	541,789千円	5,604人	3,745世帯
改定案	553,088千円		

一人・1世帯あたりの国保税額の比較（上記の調定額から被保険者数等を除算）

項目	現行	改定案	増減額	増減率
一人あたり	96,678円	98,695円	2,017円	2.09%
1世帯あたり	144,669円	147,687円	3,018円	2.09%

(2) 税率改定案の保険料率の標準保険料率に対する割合 改定する均等割・平等割の部分のみ

国保税区分		標準保険料率 ①（円）	現行② （円）	標準保険料率 に対する割合 ②/①	改定案③ （円）	標準保険料率 に対する割合 ③/①
医療分	均等割額	25,939	20,100	77.5%	22,500	86.7%
	平等割額	26,468	20,600	77.8%	23,000	86.9%
後期高齢者	均等割額	10,866	8,300	76.4%	9,400	86.5%
支援金分	平等割額	9,768	7,400	75.8%	8,400	86.0%

○均等割額と平等割額について、変更した部分は、標準保険料率に対する割合が約86～87%程度になり、標準保険料率に近づきます。

(3) 税率改定案の応能応益割合 改定する区分のみ 応能と応益の合計は100%となります。

区分	応能割（所得割・資産割）			応益割（均等割・平等割）		
	県	現行	改定案	県	現行	改定案
医療分	49.0	57.1	51.8	51.0	42.9	48.2
後期高齢者支援金分	49.0	55.9	51.4	51.0	44.1	48.6
介護納付金分	49.0	54.2	49.8	51.0	45.8	50.2

○賦課割合は県の基準割合（応能：応益＝およそ49：51）に近づき改善が図られます。

現行の賦課割合は、R7年10月現在で算出。

(4) R8年度税率改定しなかった場合との比較（今後5カ年の推移）

R8年度に子ども・子育て支援金分以外の税率改定を実施しなかった場合と実施した場合を比較します。

R9年度以降も、子ども・子育て支援金分の増額や応益割額の平準化など税率を改定していく必要があると考えられますので、R9年度以降の税率を以下のとおりとし、試算します。

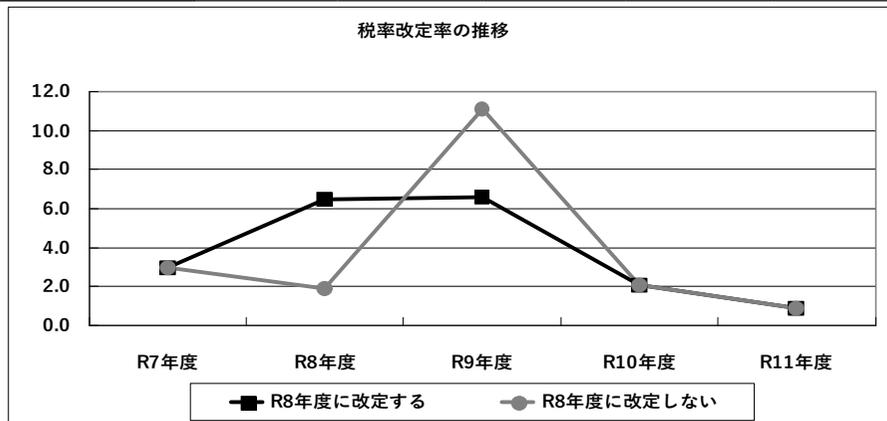
R9年度の時点の税率 資産割なし 応益割100% 所得割0.2ポイントUP（対R7年度比）
R10年度の時点の税率 資産割なし 応益割100% 所得割0.1ポイントUP（対R9年度比）
R11年度の時点の税率 資産割なし 応益割100% 所得割を標準保険料率と同等
（子ども・子育て支援金分については、R8年度に1.9%増、R9年度に0.6%増、R10年度に0.6%増として改定を見込みます。）

●税率改定率推移の比較

(税率改定率は現在の一人当たり税額と比較し、その年度の見込み被保険者数から算出した一人当たり税額が、何%増えているかあらわしたものです。)

(単位：%)

税率改定	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
R8年度に改定する	3.0	6.5	6.6	2.1	0.9
R8年度に改定しない	3.0	1.9	11.1	2.1	0.9

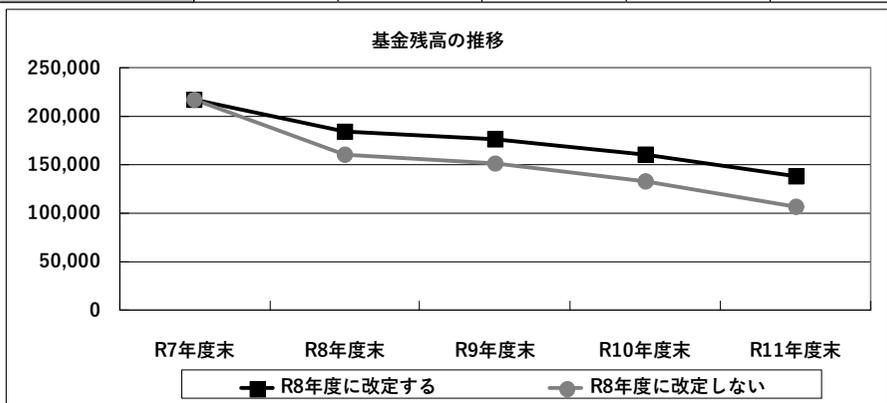


○R8年度に改定した場合は、ゆるやかな上昇となりますが、改定しないとR9年度に急激に税率が上昇することになります。

●基金残高推移の比較

(単位：千円)

税率改定	R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
R8年度に改定する	217,222	183,774	176,945	161,043	138,402
R8年度に改定しない	217,222	160,233	150,930	132,553	107,439



○R8年度に改定した場合は、R11年度末に1億3千万円程度の基金を保つことができますが、改定しない場合は、1億円程度となってしまいます。1億3千万円程度あれば、1年の減少額を4,000万円程度にすることで、最短の統一年度であるR15年度まで基金を維持できる見込みです。

7 国民健康保険の今後の課題

(1) 国保制度改革による運営の安定化と統一化

国民健康保険は、運営の安定化を図るため、平成30年度から各都道府県が財政の責任主体となり、市町村と共同運営しています。長野県では、その国保運営方針において令和15年度を目途に国税の県内統一を目指すとしており、当市もこれに基づき、資産割の廃止と応益割額の県内平準化を図りつつ必要な税収を確保するための税率改定を進めてまいります。なお改定に当たっては、当面は財政調整基金を活用し、急激な負担増とならないよう調整を図ってまいります。

被保険者数の減少とそれに伴う保険税の減収が見込まれる中、今後は給付や保健事業等サービスの統一について検討がなされる見込みですが、どの程度の水準に合わせるのかが課題として挙げられます。また、国が進める「全世代型社会保障改革」の動向も注視する必要があります。

(2) 被保険者の健康意識の醸成と行動変容

市では、東御市健康づくり宣言にあるとおり「自らの健康は自らつくる」を基本に各種健康施策を実施しており、国保も、これらと連動して被保険者の健康の保持増進を図っています。

健診を受けて自身の健康状態を知り、疾病の予防と早期治療に努めることは健康に暮らすための第一歩です。令和6年度における特定健康診査の受診率は44.0%(確定値)で、前年度より0.9ポイントの増となりました。今後も、個別健診に加えJAとの共催による集団健診を継続して実施するほか、医療機関との連携によるみなし健診の周知普及を推進し、受診率向上を図ります。また、健診受診後は必要に応じて保健師等専門職が介入し、重症化防止を支援します。

このほか、レセプト情報や健診データなどの情報を活用した学習会や有識者の指導による健康教室を開催し、被保険者の健康意識の醸成を図ります。

これらの事業を通して、自らの健康を保持するために生活習慣や食生活を見直すことのほか、かかりつけ医を持つ、コンビニ受診を控える、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を選択することなどが結果として医療費の適正化と負担軽減にもつながるとのことについて、被保険者が理解を深め、自らこうした行動をとるよう促していく必要があります。

(3) 国民健康保険税の収納率の向上

令和6年度国民健康保険税の収納率(現年及び滞納繰越を含めた全体)は90.6%で、前年度に対し0.2ポイントの増となりました。引き続き、口座振替による納付を推進するとともに、近年のライフスタイルの変化等に即したコンビニ納付や電子納税を推進します。

また、滞納者に対する納税相談、未申告者への申告の推進、十分な負担能力がありながら納税意識の低い者に対する財産差し押さえの実施等により、収納率の向上と負担の公平性の確保を図ります。

税額モデルケース

R7年12月10日現在

※世帯数 3,766

※固定資産あり 61,200円 (R7.12.10現在、国保加入世帯平均)

※()内は期別額

(単位:円)

世帯所得 構成比	世帯所得額	区分		高齢夫婦(65歳~75歳未満) ※介護分なし ※固定資産あり61,200円		高齢夫婦(65歳~75歳未満) ※介護分なし ※固定資産なし		4人世帯 (世帯主、配偶者 20歳代、未就学児2人) ※介護分なし ※固定資産あり61,200円		4人世帯 (世帯主、配偶者 20歳代、未就学児2人) ※介護分なし ※固定資産なし	
		世帯	世帯1人 当たり	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
43万円以下 30.4%	43万円以下	年税額	29,900	29,100	25,400	29,100	38,400	38,600	33,800	38,600	
		増減額	-800	(-80)	3,700	(370)	200	(20)	4,800	(480)	
43万円 ~100万円 17.0%	100万円	年税額	14,950	14,550	12,700	14,550	9,600	9,650	8,450	9,650	
		増減額	-400	(-40)	1,850	(185)	50	(5)	1,200	(120)	
100万円 ~200万円 22.4%	200万円	年税額	99,400	104,300	94,700	104,300	113,500	120,200	109,000	120,200	
		増減額	4,900	(490)	9,600	(960)	6,700	(670)	11,200	(1,120)	
200万円 ~300万円 12.0%	300万円	年税額	49,700	52,150	47,350	52,150	28,375	30,050	27,250	30,050	
		増減額	2,450	(245)	4,800	(480)	1,675	(168)	2,800	(280)	
300万円 ~400万円 6.5%	400万円	年税額	233,800	251,000	229,100	251,000	239,500	257,100	234,900	257,100	
		増減額	17,200	(1,720)	21,900	(2,190)	17,600	(1,760)	22,200	(2,220)	
400万円 ~500万円 4.1%	500万円	年税額	116,900	125,500	114,550	125,500	59,875	64,275	58,725	64,275	
		増減額	8,600	(860)	10,950	(1,095)	4,400	(440)	5,550	(555)	
500万円 ~600万円 2.2%	600万円	年税額	325,800	349,000	321,100	349,000	354,200	380,900	349,500	380,900	
		増減額	23,200	(2,320)	27,900	(2,790)	26,700	(2,870)	31,400	(3,140)	
600万円 以上 5.4%	700万円	年税額	162,900	174,500	160,550	174,500	88,550	95,225	87,375	95,225	
		増減額	11,600	(1,160)	13,950	(1,395)	6,675	(668)	7,850	(785)	
		軽減の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	

税額モデルケース

R7年12月10日現在

※世帯数 3,766

※固定資産あり 61,200円 (R7.12.10現在、国保加入世帯平均)

※()内は期別額

(単位:円)

世帯所得 構成比	世帯所得額	区分		高齢夫婦(65歳~75歳未満) ※介護分なし ※固定資産あり61,200円		高齢夫婦(65歳~75歳未満) ※介護分なし ※固定資産なし		4人世帯 (世帯主、配偶者 20歳代、未就学児2人) ※介護分なし ※固定資産あり61,200円		4人世帯 (世帯主、配偶者 20歳代、未就学児2人) ※介護分なし ※固定資産なし	
		世帯	世帯1人 当たり	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
300万円 ~400万円 6.5%	400万円	年税額	417,800	447,000	413,100	447,000	446,200	478,900	441,500	478,900	
		増減額	29,200	(2,820)	33,900	(3,390)	32,700	(3,270)	37,400	(3,740)	
400万円 ~500万円 4.1%	500万円	年税額	208,900	223,500	208,550	223,500	111,550	119,725	110,375	119,725	
		増減額	14,600	(1,460)	16,950	(1,695)	8,175	(818)	9,350	(935)	
500万円 ~600万円 2.2%	600万円	年税額	509,800	545,000	505,100	545,000	538,200	576,900	533,500	576,900	
		増減額	35,200	(3,520)	39,900	(3,990)	38,700	(3,870)	43,400	(4,340)	
600万円 ~700万円 5.4%	700万円	年税額	254,900	272,500	252,550	272,500	134,550	144,225	133,375	144,225	
		増減額	17,600	(1,760)	19,950	(1,995)	9,675	(968)	10,850	(1,085)	
		軽減の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
600万円 以上 5.4%	700万円	年税額	601,800	643,000	597,100	643,000	630,200	674,900	625,500	674,900	
		増減額	41,200	(4,120)	45,900	(4,590)	44,700	(4,470)	49,400	(4,940)	
		軽減の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
600万円 以上 5.4%	700万円	年税額	693,800	741,000	689,100	741,000	722,200	772,900	717,500	772,900	
		増減額	47,000	(4,720)	51,900	(5,190)	50,700	(5,070)	55,400	(5,540)	
		軽減の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
		年税額	346,900	370,500	344,550	370,500	180,550	193,225	179,375	193,225	
		増減額	23,600	(2,360)	25,950	(2,595)	12,675	(1,268)	13,850	(1,385)	
		軽減の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	